

いう結果になっていました。

市町村社協の事業・活動の共通指針「改定地域福祉プラン21」の見直し時期にあたり、「改定地域福祉プラン21推進委員会」（委員長／濱野一郎・中部学院大学教授）では、現在、活動計画を巡る課題を中心に、連絡会での検討成果や県内外の先駆的な取り組み事例をもとに、改めて「地域福祉」をどの範囲まで考えていくのか、また、地域福祉計画と活動計画との関係性などを論議しながら、社協の役割や計画の策定・見直しのポイント等を整理しているところです。

計画推進の可否はプロセスが鍵

冒頭に紹介した二市社協の取り組みは、まだ途中経過ではありませんが、これまでの反省を踏まえた新たな取り組みと言えます。

住民参加による計画推進の可否は、策定過程でどれだけ丁寧な過程を踏んできたかにかかっていると言っても過言ではありません。めざす計画についての事務局・組織内での意識共有をはじめ、策定に関わる委員や住民懇談会の参加者、アンケートの対象者や団体など、住民一人ひとりが「自分たちの計画」と言えるものにしていくために、計画の意味を考え合ったり、地域の課題を共有化しあえる

場を、様々な手法で何度も回を重ねて行っていくことが重要です。そしてその取り組みは策定時だけでなく、推進段階でも継続して行われるものでなければならぬことを、改めて認識していく必要があります。

目標は高く、取り組みは地道に

十三年度に活動計画を策定した葉山町社協では、町の地域福祉計画策定を視野に、住民参加に基づいた活動推進に力を注いでいます。

計画策定後に設置した課題別等四つの委員会の検討の中で、計画に掲げた目標の共有化ができてい

なかったり、評価基準や進行管理のあり方について議論が不十分だったことが明らかになり、参加と協働の計画策定、推進の難しさに直面しました。現在は、計画の柱ごとに目標を立て直し、再確認の作業を委員会主体ですすめ、子育てサロンなど新たな取り組みをおこなって、現計画策定時に把握できなかったニーズや住民参加の動きを積み上げて、次期計画につなげていく方向です。

住民一人ひとりが、生活上の課題解決の取り組みに何らかの形で参加することに目標をおくのが地域福祉の考え方です。そのために

は、住民も民間組織・団体も社協も行政もそれぞれの意識改革が必要であり、多くの議論の場を設け時間をかけていくことが大切です。課題は尽きることがありませんが、少しずつ理想に近づけていくステップが、計画の進行管理であり、地域福祉を推進するということではないでしょうか。

「地域福祉に住民参加を」という全国的な動きやそこで行われている取り組みが、この今だけに終わることなく、継続的に、そして広がりをもって展開されていくよう、活動計画からの発信が求められています。（地域活動支援課）

市町村地域福祉活動計画の策定状況／計画期間			市町村地域福祉計画の策定状況（6月現在、県調べ）	
横浜市	○	H8-17	19市のうち 15年度までに策定 予定（策定済含む）	10市
川崎市	○	H14-18		
横須賀市	○	H15-19		
平塚市	○	H13-15		
鎌倉市	○	H12-16		
藤沢市	○	H15-24		
小田原市	—			
茅ヶ崎市	○	H13-17		
逗子市	○	H9-14		
相模原市	○	H12-16		
三浦市	○	H15-19		
秦野市	○	H8-12		
厚木市	○	H6-11		
大和市	○	H10-14		
伊勢原市	○	H9-13		
海老名市	○	H14-18		
座間市	○	H11-15		
南足柄市	○	H13-17		
綾瀬市	○	H9-13		
愛川町	○	H7-11	18町村のうち 15年度までに策定 予定（策定済含む）	1町
清川村	○	H11-15		
葉山町	○	H13-17		
寒川町	○	H12-17		
大磯町	○	H7-11		
二宮町	○	H5-9		
中井町	○	H15-17		
大井町	○	H14-18		
松田町	○	H15-22		
山北町	○	H14-18		
開成町	○	H13-17		
箱根町	○	H13-17		
真鶴町	—			
湯河原町	○	H8-12		
城山町	○	H11-15		
津久井町	○	H7-11		
相模湖町	○	H11-15		
藤野町	○	H11-15		
			16年度までに策定予定	なし
			17年度以降	9町（村）
			策定未定	9町（村）

※計画期間終了後、現在改定作業中の地域もあります。